

奈良学園大学奈良文化女子短期大学部における公的研究費の不正使用及び研究活動
における不正行為の防止に関する基本方針

平成28年1月27日
学 長 裁 定

奈良学園大学奈良文化女子短期大学部（以下「本学」という。）では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定。）の趣旨及び内容を踏まえ、本学において公的研究費を適正に管理運営し不正使用等を防止し、また研究活動における不正行為を防止するため、次のとおり基本方針を定める。

- 1 不正使用及び不正行為の防止対策に関する責任体系を明確化し、学内外に公表する。
- 2 公的研究費の事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、コンプライアンス教育を通じて教職員のコンプライアンス意識の徹底を図り、適正な運営・管理の基盤となる環境・体制を整備する。
- 3 不正を誘発させる要因に対応した具体的な不正防止計画を策定し、実効性のある対策を確実にかつ継続的に実施する。
- 4 適正に予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが働く体制を構築し、研究費等の適正な運営・管理を行う。
- 5 研究者と事務職員との間でコミュニケーションをとり公的研究費の使用のルール等について相互理解を図り、適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。
- 6 研究者が、適正な研究活動を行うよう研究倫理教育を行い、研究倫理意識の高揚を図る。

以 上